

刑法
17

次は、賄賂罪についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 単純収賄罪は、公務員が職務に関し、賄賂を収受した時に成立する。
- (2) 事前収賄罪は、公務員になろうとする者が、将来その担当すべき職務に関し請託を受けて賄賂を収受した時に成立する。
- (3) あっせん収賄罪は、公務員が請託を受け、他の公務員に対し、その職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんをすること、又はあっせんしたことの報酬として、賄賂を収受した時に成立する。
- (4) 事後収賄罪は、公務員であった者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたことに関し、その職を退いた後になって賄賂を収受した時に成立する。
- (5) 第三者供賄罪は、公務員がその職務に関し請託を受けてこれを承諾したが、賄賂を自ら収受することなく、自己以外の第三者に供与させた時に成立する。

刑法
18

次は、合意制度についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 合意制度は、組織的な犯罪等において首謀者の関与状況等を含めた事案の解明に資する証拠(供述)を得るための制度である。
- (2) 合意制度では、虚偽供述により第三者を巻き込むおそれがあることから、それを防止するため、虚偽供述等の罪等の制度的手当が講じられている。
- (3) 合意制度は、財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪のうち、法定刑が死刑又は無期拘禁刑に当たる罪が対象とされている。
- (4) 検察官が合意に基づいて求刑したものの、裁判所がこれより重い刑を言い渡した場合には、被告人は合意から離脱することができる。
- (5) 検察官は、協議に係る他人の刑事事件の捜査のため必要と認められるときは、被疑者・被告人に供述を求める行為等を司法警察員にさせることができる。

刑法
19

次は、捜査手続についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 犯罪の捜査に必要があるときは、被疑者に出頭を求め、取調べを行うことができ、これらは、令状を得ずに行うことができる。
- (2) 捜査機関が現行犯人を現認した場合には、令状の発付を得ずに被疑者を逮捕することができる。
- (3) 捜査機関が逮捕状により被疑者を逮捕する場合に、必要があるときは、人の住居に入って被疑者を捜索することができるが、この場合には令状を必要とするものではない。
- (4) 捜査機関が被疑者を逮捕する場合において、逮捕の現場で証拠物の捜索・差押えを行うことができるが、これに令状は必要ない。
- (5) 私人が現行犯逮捕した被疑者の引渡しを受けたとき、捜査機関は逮捕者である私人に逮捕の現場に案内してもらい、その現場で令状なくして捜索・差押えを行うことができる。

刑法
20

次は、勾留についての記述であるが、妥当でないのはどれか。

- (1) 被疑者を勾留するには、要件として、勾留の理由及び必要性が求められる。
- (2) 裁判官は、必要と認めるときは、被疑者を親族、保護団体その他の者に委託し、又は当該被疑者の住居を制限して勾留の執行を停止することができる。
- (3) 勾留中の被疑者本人やその弁護人等は、勾留の取消しを裁判官に対して請求することができるが、この請求は、書面によって行うことが要件とされている。
- (4) 勾留の前には適正な逮捕手続がなければならないが、その手続に軽微な瑕疵があった場合でも、検察官は勾留請求をすることができる。
- (5) 勾留請求が却下される場合であっても、検察官が準抗告の申立て及び却下裁判の執行停止の申立てをするのに必要な時間内は、被疑者の身柄を拘束することができる。

する職務を現に担当することは収賄罪の要件ではないと解されている。

- (2) 正しい。 賄賂申込み罪(刑法198条)は、贈賄者の一方的な行為により成立する。このため、賄賂申込み罪は収賄罪と必要的共犯の関係に立つものではない。
- (3) 正しい。 不作為による職務行為の例として、警察官が故意に捜査を中止すること等が挙げられる(最決昭29. 9. 24)。
- (4) 誤り。 賄賂の対象となる公務員の職務行為は、必ずしも不正な行為であることを要しない(最判昭27. 7. 22)。したがって、正当な職務行為の対価として給付されたものであっても賄賂となり得る。
- (5) 正しい。 判例は、本来の職務権限に属さない行為であっても、その職務権限と密接な関係を有する行為については賄賂の罪が成立するとしている。例えば、県会議員が議案に賛成させるため他の議員を勧誘した行為について、収賄罪の成立を認めている(大判大 2. 12. 9)。

刑 法 17 賄賂罪

- (1) 正しい。 枝文のとおり(刑法197条1項前段)。なお、賄賂罪の保護法益は、公務員の職務行為の公正とそれに対する社会(国民)の信頼である(最判昭34. 12. 9)。
- (2) 誤り。 事前収賄罪(刑法197条2項)は、公務員になろうとする者が「公務員となった場合」に成立する。なお、その他の要件については枝文のとおりである。
- (3) 正しい。 枝文のとおり(刑法197条の4)。あっせん収賄罪は、公務員自身の職務に対する賄賂の收受等を内容とするものではなく、公務員がその地位を利用して、他の公務員の職務に対してあっせんを行い、それについて賄賂を收受する行為等を対象としている。
- (4) 正しい。 枝文のとおり(刑法197条の3第3項)。事後収賄罪は、公務員が退職した後にその在職中の職務違反行為に関して収賄した場合を処罰する規定である。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(刑法197条の2)。第三者とは、主体である公務員及びその共同正犯者以外の者をいい、自然人に限らず法人及び法人格のない団体も含まれ、教唆者及び幫助者も第三者となり得ると解されている。第三者がその目的物が賄賂であることを認識していたか否かを問わない。

刑訴法 18 合意制度



- (1) 正しい。 合意制度の概要は、検察官と被疑者・被告人が特定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪について、弁護人の同意がある場合に、被疑者・被告人による協力行為や検察官による処分の軽減等について合意することができるとするものである(刑訴法350条の2)。
- (2) 正しい。 第三者を巻き込むおそれを防止するため、① 他人の公判における合意内容書面の証拠調べ請求義務(刑訴法350条の8、350条の9)、② 弁護人の関与(刑訴法350条の3、350条の4)、③ 虚偽供述等の罪(刑訴法350条の15)、の制度的手当が講じられている。
- (3) 誤り。 合意制度の対象犯罪は、一定の財政経済犯罪及び薬物銃器犯罪であるが(刑訴法350条の2第2項)、法定刑が死刑又は無期拘禁刑に当たる罪は除外されている。
- (4) 正しい。 合意から離脱できる場合として、枝文のほか、① 当事者が合意に違反した場合、② 被疑者・被告人が合意に基づき自己の記憶に従って供述したものの、その内容が客観的事実に反するものであった場合、については合意から離脱できるものとされている(刑訴法350条の10第1項)。
- (5) 正しい。 枝文のとおり(刑訴法350条の6第2項)。司法警察員は、被疑者・被告人に供述を求める場合、検察官による処分の軽減等の内容を、検察官から司法警察員に明示的に権限が付与された個別の授權の範囲内で、提示することができる。

刑訴法 19 捜査手続

- (1) 正しい。 被疑者に出頭を求めて取調べを行うことは、任意捜査であり、令状を必要としない(刑訴法198条1項)。
- (2) 正しい。 現行犯逮捕は、令状なくして行うことができる(刑訴法213条)。これは、犯罪と犯人が明白で誤認逮捕のおそれがないこと、及び犯人の身柄確保の必要性から認められている令状主義の例外である(憲法33条)。
- (3) 正しい。 司法警察職員は、被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、人の住居等に入り被疑者の捜索をすることができ(刑訴法220条1項1号)、その処



Step Up

判示要旨

1 公務執行妨害罪の保護法益(最判昭32. 2. 12²⁾)

刑法95条は、公務員によって執行される公務を保護する趣旨の規定であって、公務員を特別に保護する趣旨を含むものではない。

2 間接暴行(最判昭41. 3. 24³⁾)

公務執行妨害罪の暴行・脅迫は、公務員の指揮に従いその手足となり、その職務の執行に密接不可分の関係において関与する補助者に対してなされたものでもよい。

3 暴行・脅迫と結果発生の要否(最判昭33. 9. 30⁵⁾)

公務執行妨害罪は、公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行・脅迫を加えたときは直ちに成立するのであって、その暴行・脅迫はこれにより現実に職務執行妨害の結果が発生したことを必要とするものではなく、妨害となるべきものであれば足りる。

4 公務執行妨害罪における適法性の要件(大判昭7. 3. 24⁶⁾)

公務執行妨害罪が成立するためには、妨害が公務員の適法な職務の執行に当たりなされたことを要する。

条文

▶ 1 刑法95条(公務執行妨害及び職務強要)

公務員が職務を執行するに当たり、これに対して暴行又は脅迫を加えた者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する(1項)。

▶ 4 刑法222条(脅迫)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する(1項)。

▶ 7 刑訴法114条

前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行をするときは、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代わるべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない(2項)。

トピックス 受傷事故・非違事案防止

5

A市の市議会議員である甲は、知人である乙から「息子の丙が、A市の職員採用試験を受けているので合格させてほしい」と頼まれ、乙が差し出した現金200万円を受け取った。後日、甲が、日頃から付き合いのあるA市役所の総務課長にこの件について依頼したところ、総務課長はこれを承諾し、採用試験の結果、本来不合格であったはずの丙は、A市の職員採用試験に合格した。この場合における甲と乙の刑責について述べなさい。

あっせん収賄罪

- 答案構成
- 1 結論
 - 2 賄賂の罪
 - 3 あっせん収賄罪
 - 4 贈賄罪
 - 5 設問に対する検討

答案例

1 結論

甲はあっせん収賄罪、乙は贈賄罪の刑責を負う。

2 賄賂の罪

(1) 意義

公務員(刑法7条1項¹⁾)が賄賂を収受・要求・約束することを内容とする収賄の罪と、公務員に賄賂を供与・申込み・約束することを内容とする贈賄の罪とを総称する犯罪である。

(2) 保護法益

公務員の職務行為の公正とこれに対する社会一般の信頼である(最判平7. 2. 22²⁾)。

(3) 賄賂の意義

賄賂とは、一般に、公務員の職務に対する金品等の不正の報酬をいう。ただし、あっせん収賄罪における賄賂は、自己の職務行為の対価という性質は有さず、公務員の地位を利用したあっせん行為の対価という性質を有する。

3 あっせん収賄罪

(1) 意義

公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるように、又は相当の行為をさせないようにあっせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂